

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月26日提出
【ファンド名】	Jキャップ日本株ファンド
【発行者名】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	050-5785-6187
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「Jキャップ日本株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

- イ 繰上償還の年月日
2026年10月28日（予定）
当ファンドについて、繰上償還にかかる書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2026年8月26日現在の受益権口数が、2026年8月26日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。
- ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由
当ファンドは、2013年12月に運用を開始いたしましたが、2016年2月以降長らく、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。
また、当ファンドの信託約款第48条第7項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書（目論見書）においても繰上償還に関して説明されております。
このように、2026年7月末現在、当ファンドの純資産総額は約2.33億円となっており、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。
このため、当ファンドは、信託約款第50条の規定に基づき、2026年10月28日をもって信託契約の全部解約を行なうものであります。
- ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧
書面決議を行なうため、2026年8月26日現在の当ファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。
また、2026年8月26日にアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.amova-am.com/）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。